

## 行政経営方針（第2次）の策定について

## 1. 方針の位置づけ等

行政経営方針は、市の最上位計画である第八次総合計画の着実な推進を行財政面から下支えするものと位置づけ、急速な人口減少や少子高齢化をはじめとした様々な環境の変化に対し、限られた資源を有効に活用し、成果を上げ続けられる仕組みを構築する「行政を経営する」という視点において、将来にわたり持続可能で安定的な行政運営を目指すことを目的とした方針である。

現方針期間（令和2年度～令和6年度）の終了に伴い、社会情勢の変化や現方針の評価、これまで行政経営推進委員や高山市議会等から指摘されていた事項を踏まえ、現在策定中の第九次総合計画及び各種関連計画を下支えし、行政運営や各種事業の実施などにおいて基本となる経営の視点を職員等に意識づけするための方針として、新たに策定する。

## 2. 策定の主なポイント

現方針の柱について、成果や課題、行政経営推進委員からの意見等を整理し、社会潮流や市を取り巻く課題等に対応するため、以下のとおり5つの柱にて構成する。

- (1) 協働のマネジメント【多様な主体による協働】
- (2) デジタル技術のマネジメント【DXの推進】
- (3) 組織・人材・業務のマネジメント【組織運営の最適化】
- (4) 公有財産のマネジメント【公有財産の総合的な管理】
- (5) 財務のマネジメント【将来を見据えた財政運営】

## 3. 方針の概要

- (1) 行政経営方針（第2次）（案） 別紙

## 4. スケジュール

- |         |               |
|---------|---------------|
| 令和6年12月 | パブリックコメント     |
| 令和7年 1月 | 行政経営推進委員会（諮問） |
| 2月      | 行政経営推進委員会（答申） |
| 3月      | 策定、公表         |

行政経営方針(第2次)(案)

◆基本理念

人口減少など社会経済情勢の変化に対応し、安定した市民サービスが提供できる持続可能なまち

◆行政経営方針と柱ごとの主な取組

行政経営方針		柱ごとの主な取組
柱	基本方針	主な取組 (※◎新規、○拡充)
<b>1. 協働のマネジメント【多様な主体による協働】</b>  国を含め行政の予算・人材等の縮小・分散が予想される中、人口減少・少子高齢化等に伴う今後の多様な地域課題に対応するため、まちづくり協議会や市民活動団体等による協働のまちづくりの更なる強化をはじめ、専門的な知識・ノウハウを有する民間事業者や広域的視点での国・県・他自治体と連携した取組など、多様な主体と協働・連携して課題を解決する新しい公共のマネジメントを進めます。	<b>①市民協働の更なる強化</b> 創意と工夫による活力ある地域社会を実現するため、まちづくり協議会や市民活動団体のマネジメント力の向上を支援するとともに、住民、町内会、地域内団体、学校、事業者、行政など多様な主体間の協働・連携を促進します。また、若者、高齢者、女性、障がい者、外国人等のまちづくりへの参画を進めます。	◎地域コミュニティ運営、活動支援アプリの導入・活用に対する支援 ・地域の負担軽減や多様な主体との協働促進による地域コミュニティの維持・活性化 ○市民活動団体の設立や活動支援による地域活動に関わる人材育成と活動の充実 ○地域コミュニティ財団等との連携による市民活動支援の充実 ◎自治基本条例の策定
	<b>②民間事業者・外部知識等との連携</b> 公共サービスを効率的・効果的に提供するため、サービス提供主体を民間に委ねる検討や官民連携を進めます。また、専門知識を有した外部有識者等を活用した行政運営を進めます。	・公共サービス提供主体の見直し(民間委託や移譲、指定管理者制度の活用など) ・官民連携(PPP/PFI)の推進 ・大学連携の推進 ○地域おこし協力隊員との連携による地域活動の促進 ・地域の課題解決や魅力向上に向けた活動に対する助成
	<b>③国・県・他自治体等との連携</b> 安定した財政基盤の確立、業務の効率化や行政サービスの向上・安定化を図るため、国や県、圏域内外の自治体、産官学金労言士の役割を踏まえた上で、多様な分野における連携を進めます。	・国・県との連携強化 ・都市部自治体と連携した森林整備の推進 ・近隣自治体との連携強化による消防・救急体制の整備 ・安定的な医療体制の構築 ・防災関係団体との連携強化
<b>2. デジタル技術のマネジメント【DXの推進】</b>  コロナ禍を経た急速なデジタル化の進展や人材不足、多様化・高度化する様々な課題に対応し、全ての市民の便利で快適な暮らしの実現、市役所業務の効率化、地域社会全体の利便性や活力の向上を図るため、AIをはじめとする様々なデジタル技術の活用や官民が保有する各種データの共有・活用を進めます。	<b>①デジタル技術の活用</b> マイナンバーカードの活用や行政サービスのオンライン化、AI等最新技術の活用など、デジタル技術の導入・活用により市民の利便性向上や業務の効率化を図るとともに、デジタル人材の確保・育成を進めます。	◎AI等デジタル技術の活用による業務の効率化 ○行政手続きのオンライン化の推進 ・マイナンバーカードの普及・活用促進 ○産業におけるイノベーションの創出(スマート農林畜産業への支援など) ○地域における課題の解決(介護、医療、子育て、教育、公共交通などのデジタル化)
	<b>②データの活用</b> 根拠や効果の明確化に努めるとともに、各種データの収集・オープン化、根拠に基づく施策立案など、データ連携基盤の構築や活用を進めます。	◎国や県、民間事業者等と連携した分野横断的なデータ連携基盤の整備の推進 ◎市民等がデータを利用しやすい環境の整備 ・ビッグデータやオープンデータの活用 ◎データの分析や可視化を目的とした職員スキル習得やツールの活用 ○EBPM推進による政策の有効性向上
	<b>③情報共有の充実</b> 行政情報の効率的・効果的な発信・提供や官民連携体制の構築など、情報共有を進めます。	○官民連携の推進(飛騨高山DX推進官民連携プラットフォームの活動推進) ・市が保有する各種データのオープンデータ化推進 ○ホームページやSNS等の効果的な活用 ○コミュニケーションツールの充実 ・ペーパーレス化、働き方改革の推進(電子決裁、電子入札、電子契約の推進)

柱	基本方針	主な取組（※◎新規、○拡充）
<p><b>3. 組織・人材・業務のマネジメント【組織運営の最適化】</b></p> <p>多様化・高度化する行政課題への対応や質の高い行政サービスを提供するため、機能的な組織の構築や多様な人材の確保、職員の意識改革をはじめ能力や技術の向上を図る効果的な人材育成に取り組むとともに、働き方改革の推進や民間活力及びデジタル技術の活用等による業務改善など、効率的・効果的な行政運営を進めます。</p>	<p><b>①機能的な組織の構築</b> 行政を取り巻く環境の変化や多様化する市民ニーズに適切に対応するため、行政課題に対応した組織の見直しや中長期的な視点に立った職員の年齢構成の平準化、業務量に応じた適正な人員の確保及び配置、内部統制の整備など、機能的な組織の構築を進めます。</p> <p><b>②職員の意識改革と能力の向上</b> 最小の人数で最大の効果を発揮し市民サービスを提供できるよう、高い専門性や政策形成能力を備えた職員の育成に取り組むとともに、職員一人ひとりが、市役所は「市民の役に立つ所」であることを自覚しながら業務を遂行できるよう、職員の意識改革を進めます。</p> <p><b>③働き方改革の推進と業務の改善</b> 職員が心身ともに健康でやりがいを持って働くことができるよう、健康管理の充実やワーク・ライフ・バランスの推進などにより健康経営の視点を持って働き方改革に取り組むとともに、事務事業の選択と集中、簡素化や合理化、DX推進などによる業務の改善、効率化を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能的な組織体制の整備</li> <li>・年齢構成の平準化や業務量に応じた適正な人員確保</li> <li>・多様な人材の確保</li> <li>○職員採用試験の見直しや受験者拡大に向けた取組</li> <li>◎内部統制制度の整備</li> <li>・様々な行政課題への対応に向けた職員研修の実施</li> <li>・専門的な知識や技術の習得支援</li> <li>○デジタル人材の育成・確保</li> <li>○職員の接遇力や市民等への対応力の向上</li> <li>○ハラスメント防止対策の強化</li> <li>○健康管理やメンタルヘルス対策の強化</li> <li>・在宅勤務や時差出勤等の多様な働き方の推進</li> <li>・休暇及び育児休業の取得促進</li> <li>○デジタル技術を活用した業務改善や窓口業務改革の推進</li> <li>・職員による業務改善提案の実施</li> </ul>
<p><b>4. 公有財産のマネジメント【公有財産の総合的な管理】</b></p> <p>公共施設の利用需要に対応したサービスを提供していくため、公共施設等の適正配置や効率的かつ効果的な管理・運営、受益者負担の適正化、未利用資産の有効活用を進めます。</p>	<p><b>①公共施設等の適正配置</b> 公共施設等総合管理計画に基づき、公共サービスの提供主体・範囲を検討するとともに、施設の統廃合等による公共施設等の適正配置を進めます。</p> <p><b>②公共施設等の効率的・効果的な管理・運営</b> 施設の維持管理費や更新費の抑制、ライフサイクルコストの縮減及び平準化、受益者負担の適正化を図り、限られた財源の中で、公共施設等の効率的・効果的な管理・運営を進めます。</p> <p><b>③未利用資産の活用や処分</b> 公共施設等総合管理計画の取組を踏まえ、廃止した施設の活用（売却、貸付）など、ファシリティマネジメントの視点を強化し、未利用資産の有効活用を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の公共施設が提供するサービスの整理</li> <li>・公共施設保有量の適正化</li> <li>・効率的かつ効果的な公共施設配置の検討</li> <li>○普通財産としての活用など多様な活用方法の検討</li> <li>・安全かつ良質な公共サービスが提供できる施設の維持管理</li> <li>・ライフサイクルコスト（維持管理経費、更新費などの将来負担経費）の軽減</li> <li>・公共施設の長期利用（耐震化、長寿命化）</li> <li>○施設の利活用に特化したインターネット上のサイトを活用した情報発信</li> <li>・未利用資産の利活用（ファシリティマネジメントの推進）</li> <li>・資産の適正な保存と活用（美術品、文化財資料など）</li> </ul>
<p><b>5. 財務のマネジメント【将来を見据えた財政運営】</b></p> <p>「入る（歳入）を量りて出ずる（歳出）を制す」という財政運営の基本姿勢のもと、新たな財源などによる歳入の確保やコスト縮減等による歳出の適正化を図り、将来を見据えた計画的で持続可能な財政運営を進めます。また、中長期的な財政見通しを分かりやすく公表するなど、財政運営の透明性を高めます。</p>	<p><b>①歳入の確保</b> 市税等の収納率の向上に向けた取組や国県支出金、地方交付税等に加え、新たな財源を確保するなど、積極的な歳入の確保を進めます。</p> <p><b>②歳出の適正化</b> 限られた財源の重点的かつ効果的な配分の考えのもと、行政サービスにかかるコスト縮減、事業の見直しや廃止、出資の見直し、優先度の高い事業の選択実施など、歳出の適正化を進めます。</p> <p><b>③計画的な財政運営</b> 財政の透明性の確保、計画的な地方債の借入や基金の活用、長期の財政収支の見直しなどにより、計画的で持続可能な財政運営を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公金収納業務の委託による収納率の向上</li> <li>◎宿泊税の導入や広告事業等による新たな財源の確保</li> <li>・ふるさと納税の推進</li> <li>・国県補助金等の効果的な活用・確保</li> <li>・行政コストの縮減</li> <li>・事務事業の見直し</li> <li>○出資等の見直し</li> <li>・基金・地方債の計画的運用</li> <li>・財政状況、中長期的な収支見直し等の公表</li> <li>・受益者負担の適正化を見据えた使用料、手数料の見直し</li> </ul>